

【地域支援課】

障害者総合支援法等関連研修（障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修、相談支援従事者研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修）を実施し、障害福祉サービス等に必要の人材を育成している。

また、身体障害者福祉司と知的障害者福祉司を窓口として、区市町村等では解決が困難かつ高度で専門的な相談への支援を行うとともに、地域の障害者を対象とする相談機関やサービス提供機関に対して、障害者支援のノウハウの提供・研修等を実施し、関係機関職員のスキルアップを図るとともに、関係機関相互のネットワークづくりを推進している。

さらに、東京都自立支援協議会の事務局として、年2回の本会議の他、地域自立支援協議会交流会や東京都自立支援協議会セミナーの企画運営、「東京都内の自立支援協議会の動向」の作成などに取組んでいる。

あわせて、東京都における高次脳機能障害支援普及事業の支援拠点機関として、相談支援、地域ネットワークの構築並びに人材育成、広報・普及啓発などの事業を実施している他、「高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム」「高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム」の各事業を実施している。

1 障害者総合支援法等関連研修の実施（地域支援担当）

障害者総合支援法等に基づく障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修、相談支援従事者研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について、内容の企画（検討会の実施を含む。）、都内相談支援事業所や障害福祉サービス等事業所への周知、講義及び演習の運営、修了証書の発行等を行っている。また、相談支援従事者研修とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を安定的に実施できる人材を確保するため、演習指導者養成研修を東京都の単独事業として実施している。

令和4年度実績

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から規模を縮小しての会場開催又はオンラインによる実施）

	研修名	対象者	研修時期	修了者数
1	障害支援区分認定調査員研修	区市町村職員、区市町村から委託を受け認定調査を行う指定相談支援者等	講義（オンライン配信） 5月27日から31日まで配信	289
2	市町村審査会委員研修	区市町村から委嘱された審査会委員等	講義（オンライン配信） 5月27日から31日まで配信	73
3	相談支援従事者初任者研修	相談支援事業所（特定、一般及び障害児）の相談支援専門員となる者、指定重度包括支援事業所のサービス提供責任者となる者	講義2日、演習5日（オンライン、演習は6回に分けて実施） 9月13日から1月19日まで	431

	研修名	対象者	研修時期	修了者数
4	相談支援従事者 現任研修	初任者研修の既受講者	講義1日、演習3日（オンライン、 演習は9回に分けて実施） 6月15日から8月30日まで	597
5	相談支援従事者 主任研修	相談支援専門員の指導 的立場となる者	講義・演習5日（オンライン） 2月15日から2月24日まで	54
6	専門コース別研修	相談支援専門員として 実務を行っている者	講義（オンライン配信） 2月7日から12日まで配信	135
7	相談支援従事者等 研修演習指導者養成 研修	東京都の実施する相談 支援従事者研修の演習 指導者を担う意思を有 する者	講義・演習3日（オンライン） 9月27日から1月30日まで	28
8	サービス管理責任 者・児童発達支援 管理責任者 基礎研修	指定障害福祉サービス 事業所のサービス管理 責任者及び児童福祉法 に基づく指定事業所の 児童発達支援管理責任 者となる者	第1回 講義3日、演習2日（演習は10 回に分けてオンラインで実施） 8月1日から9月15日まで	880
			第2回 講義3日、演習2日（演習は8 回に分けてオンラインで実施） 11月2日から12月9日まで	729
9	サービス管理責任 者・児童発達支援 管理責任者 実践研修	基礎研修の既受講者で あって、基礎研修修了後 2年以上の実務経験があ り、サービス管理責任者 及び児童発達支援管理 責任者として配置予定 の者	第1回 講義1日、演習2日（演習は2 回に分けてオンラインで実施） 9月5日から9月27日まで	183
			第2回 講義1日、演習2日（演習は10 回に分けてオンラインで実施） 1月6日から2月22日まで	744
10	サービス管理責任 者・児童発達支援 管理責任者 更新研修	サービス管理責任者等 としての要件である研 修を修了しており、事業 所に配置されている又 は配置予定の者	講義・演習1日（オンライン17回 に分けて実施） 12月9日から1月16日まで	1,362
11	専門コース別研修	令和4年度基礎研修受 講者及び過去の研修修 了者のうち、児童発達支 援管理責任者として配 置予定の者	第1回 講義（オンライン配信） 10月5日から7日まで配信	171
			第2回 講義（オンライン配信） 1月17日から19日まで配信	108
12	サービス管理責任 者等研修演習指導 者養成研修	東京都の実施するサー ビス管理責任者等研修 の演習指導者を担う意 思を有する者	講義・演習3日 11月1日から12月23日まで （オンラインで実施）	11

※障害者総合支援法等関連研修の推移については、参考資料（P51（4））を参照

研修検討会名	委員数	研修検討会実施時期
相談支援従事者研修検討会	11人	5月25日、7月28日、11月30日、3月8日
サービス管理責任者等研修検討会	15人	5月20日、8月29日、11月11日、3月9日

2 身体障害者福祉司・知的障害者福祉司による専門相談等

(1) 専門相談

身近な地域では解決が困難かつ高度で専門的な相談（障害者手帳、補装具等障害認定・判定関係を除く。）について、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を窓口として、センター内各課と連携し、助言や情報提供等の支援を行っている。

(2) 区市町村との連携及び情報提供等

① 業務説明会の開催

区市町村の新任職員を対象に、相談・判定等障害者福祉関係業務について、説明会を開催している。

令和4年度実績

- ・身体障害者福祉担当新任職員業務説明会 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点からオンライン開催 参加者数112名（5月13日）
- ・知的障害者福祉担当新任職員業務説明会 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点からオンライン開催 参加者数141名（5月18日）

② 各障害者福祉司会等との連携

東京都身体障害者福祉司会幹事会、東京都知的障害者福祉司会幹事会及び東京都障害担当係長連絡協議会等への参加など、区市町村の担当者との連絡調整、助言や情報提供等を行っている。

③ 地域関係機関における困難事例への助言・協力（知的障害者福祉司）

区市町村が行っている相談支援のうち、複雑・困難な事例については、区市町村からの要請に基づいて、関係者会議に助言・協力する立場で参加している。また、病院、精神保健福祉センター、保健所、保護観察所、児童相談所、女性相談センターなどの各専門機関とも協働しながら、知的障害者（児）が抱える課題解決に向け区市町村支援に取り組んでいる。

④ ケースワーカー研修会の開催（知的障害者福祉司）

知的障害者福祉業務を担当して主に1～2年目となる区市町村のケースワーカーを対象に、日々の業務で直面している具体的な課題の解決と各区市町村職員間の交流を図ることを目的に、グループスーパービジョンの手法による研修会を感染防止対策を講じながら会場開催している。

令和4年度実績

日時：令和4年12月6日

受講者数：30名、助言者11名・協力者1名

(3) 障害者支援施設等の利用調整

区市町村及び施設の代表者並びに当センター職員により構成される、東京都障害者支援施設利用調整会議（以下「利用調整会議」という。）や「都立障害者支援施設等の利用調整に関するガイドライン」運用検証会議（以下「運用検証会議」という。）において方針を決定した後、対象施設の利用調整事務説明会を開催している。

令和4年度実績

利用調整に関する会議

- ・利用調整会議（身体障害者）：（5月24日）
- ・運用検証会議（知的障害者）：第1回6月2日 第2回11月18日

利用調整事務説明会

- ・障害者支援施設（身体障害者）：新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点からオンライン開催：参加者数51名（6月10日）
- ・都立障害者支援施設等（知的障害者）：新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点からオンライン開催（6月8日）

① 障害者支援施設（身体障害者）の利用調整（身体障害者福祉司）

利用希望者が利用可能人員を大幅に上回っている現状にあって、適正かつ円滑な施設利用を図るため、対象の障害者支援施設（20施設）の欠員が生じるごとに利用調整を行っている。

令和4年度実績：利用調整件数 35件（延べ69名）

利用決定者数 29名 不調6件

② 都立障害者支援施設等（知的障害者）の利用調整（知的障害者福祉司）

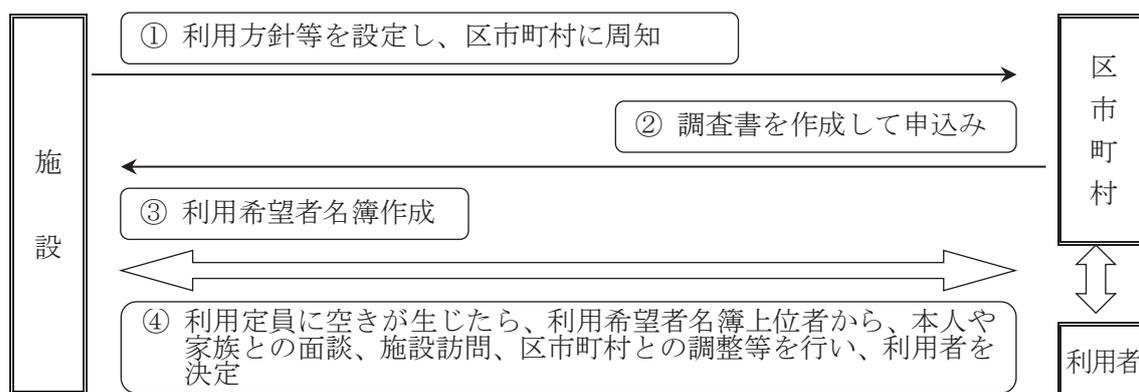
平成23年8月1日から「都立障害者支援施設等の利用調整に関するガイドライン」に基づき施設ごとに利用調整を行っている。（図Ⅱ-5参照）

この中で知的障害者福祉司は、施設の利用決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに円滑な施設利用のために、区市町村及び各施設に対して、利用調整に関する助言・協力を行っている。

また、各施設の利用調整会議に外部委員として参加し、運営に協力している（令和4年度は、5施設計6回参加）。

令和4年度実績：申込者数（延べ）2,274名 利用決定者数24名

図Ⅱ-5 都立障害者支援施設等（知的障害者）の利用調整の流れ



3 東京都自立支援協議会（事業担当）

東京都自立支援協議会は、「東京都自立支援協議会設置要綱」に基づき、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制をはじめとする障害保健福祉に関する方策を協議する場として設置している。（設置根拠：障害者総合支援法第89条の3）

なお、平成23年度までは障害者施策推進部計画課が事務局を所管していたが、平成24年度から当該課に所管が移行し、当センターの地域支援課が事務局を担っている。

第7期：令和3年度及び4年度（委員20名）

テーマ：都と地域の協議会活動における情報共有を促進し、当事者ととも地域課題への取組を考える

令和4年度活動方針：当事者の声・願いを中心において、地域移行・地域生活支援の課題を考える

(1) 本会議

第1回 開催日：令和4年6月6日（オンライン及び会場の併用により開催）

第2回 開催日：令和5年2月27日（オンライン及び会場の併用により開催）

(2) 地域自立支援協議会交流会

開催日：令和4年8月22日

場所：東京都社会福祉保健医療研修センター

参加者数：47名

テーマ：地域での暮らしに欠かせない社会資源を考える～それぞれの立場から～

プログラム：第1部：話題提起

第2部：グループ討議

(3) 東京都自立支援協議会セミナー

新型コロナウイルス感染症防止に取り組みつつ会場開催を行い、当日の様子を撮影し、後日期間を2週間として動画を配信した。

開催日：令和4年12月12日

動画配信：令和4年12月21日から令和5年1月4日まで

場所：東京都庁第一本庁舎5階大会議場

参加対象者：一般都民、障害当事者・家族、地域自立支援協議会委員・事務局関係者、区市町村職員、相談支援事業所職員、障害者支援に携わる者等

参加者数：会場参加者 135名

動画配信希望者 354名

テーマ：当事者が地域で安心して暮らすために～地域の社会資源を活用して～

プログラム：講演・パネルディスカッションは同一テーマ

第一部 講演

第二部 パネルディスカッション

【重度訪問介護を利用して単身生活している立場から】

【自立生活援助を利用して単身生活している立場から】

(4) その他普及啓発

「令和4年度版 東京都内の自立支援協議会の動向」発行、ホームページ掲載等による情報発信

4 区市町村・関係機関等への技術的支援

(1) 地域関係機関・団体からの依頼に基づく支援（地域支援担当・高次脳機能障害者支援担当・知的障害者福祉司）

地域で障害者支援を担う機関・団体に対して、障害者支援に関する知識・情報の提供や技術的支援を行うことで、障害者へのサービスの充実と支援技術の向上を図り、障害者の自立と社会参加の増進に寄与することを目的としている。

表Ⅱ－１７ 令和４年度支援内容の状況

担当	内容	件数
地域支援担当	当事者向け「対人関係学習会」等	13
高次脳機能障害者支援担当	高次脳機能障害の基礎知識等	9
知的障害者福祉司	事例検討におけるスーパーバイズ	1
合計		23

(2) 地域関係機関職員向け研修等（地域支援担当）

障害者支援に関わる区市町村等関係機関職員を対象とした研修や講習会等を実施し、人材育成と支援ネットワークの構築に取り組んでいる。

令和４年度地域関係機関職員向け研修実績

研修名 (実施時期)	対象	目的・内容
機能訓練事業者懇談会 (令和5年3月6日)	・機能訓練事業所職員 (18人)	都内で実施の少ない機能訓練事業について、事業実施に必要な知識及び技術、事業者や専門機関の意見交換の機会を提供する。

(3) 障害理解の促進（事業担当・地域支援担当）

① 実習生等の受入れ

都内の大学等教育機関や養成施設等において障害者福祉に関する学科を専攻する者、都内の行政機関、社会福祉施設、相談機関、サービス提供機関等において障害者福祉に関する業務に従事する者を対象に、実習生等として受け入れている。

令和４年度実績

社会福祉士 ２校３名 ９日間

② 見学者の受入れ

センターの業務内容を紹介し、障害者福祉への理解の促進を図っている。

令和４年度実績

行政・福祉・医療系の教育機関・人材養成機関等 ３件６名

③ 障害者接遇研修と障害理解への普及啓発の取組

障害の疑似体験（実技）を通して障害の特性と様々な不自由さを理解し、適切な接遇ができるように、都職員、区市町村・関係機関職員、公益団体職員等を対象として障害者接遇研修に職員を派遣している。

障害者接遇研修	対象者	年月日	参加者数	実施形式
福祉保健局職員接遇研修 (主催：(公財)東京都福祉事業団)	局職員	令和4年7月14日 令和5年2月28日	参加者 69名	会場開催
手話言語条例研修 (主催：障害施策推進部 計画課権利擁護担当)	都職員	令和4年7月28日	135名	会場開催

④ リーフレット「障害の理解のために」の作成

障害種別(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・精神障害・内部障害・知的障害・高次脳機能障害)ごとにイラストを用いてわかりやすく説明したリーフレットを作成し、ホームページに掲載している。

(掲載事例：障害のある方が地域生活の中で必要としている配慮、街中で気づいてほしい心遣い、職場でともに働くために求められる配慮等の事例等)

⑤ 災害時初動行動マニュアルの作成

障害種別(目の不自由な方・耳の不自由な方・知的障害のある方・高次脳機能障害のある方)ごとに作成し、ホームページに掲載している。

(掲載事例：障害のある方やその家族が災害発生時に適切な行動をとり、自らを守り、必要な支援が受けられるよう、障害特性に着目した情報をまとめたマニュアル)

5 高次脳機能障害者支援・就労支援

センターは、平成18年11月から、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業(障害者総合支援法第78条に基づく都道府県地域生活支援事業)の支援拠点機関となっており、7名の支援コーディネーターを配置し、「相談支援」、「支援ネットワーク構築」、「人材育成、広報・普及啓発」、「高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム」「高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム」の各事業を実施している。

(1) 相談支援(高次脳機能障害者支援担当)

専用電話相談により、本人や家族及び関係機関職員等からの相談を受け付け、助言・情報提供を行っている。

令和4年度の相談受付件数は448件であり、そのうち新規相談件数は242件、2回目以降の継続相談件数は206件である。

新規相談について見ると、相談者は、本人、親族で半数以上を占め、次いで、医療機関が多い(表Ⅱ-18参照)。また、サービスの利用や医療に関する相談が多く、相談内容に応じて、助言・情報提供などの対応を行っている(表Ⅱ-19参照)。

※高次脳機能障害に関する相談者の属性等については、参考資料(P.53(5))を参照

表Ⅱ－１８ 令和４年度新規相談件数内訳

相談者	件数	(構成比)
親族	91	(38%)
本人	52	(22%)
医療機関	21	(9%)
行政機関	15	(6%)
相談支援機関	12	(5%)
介護保険機関	10	(4%)
就労支援機関	6	(2%)
教育機関	3	(1%)
障害福祉施設	2	(1%)
その他・不明	30	(12%)
計	242	(100%)

表Ⅱ－１９ 令和４年度新規相談内容と対応

相談内容	件数
サービスの利用	140
医療	83
障害の理解等	53
生活上の困難等	48
就労	38
その他	10
計	372

対応	件数
助言	213
情報提供	137
他機関紹介	5
その他（カウンセリング等）	0
センター内他部署紹介	3
計	358

※ 新規相談 242 件の相談内容。1 件につき複数の相談内容が計上されているものもある。

※ 新規相談 242 件の対応内容
 ※ 可能な限り地域関係機関の相談窓口を紹介して、必要に応じて協働して支援している。

(2) 支援ネットワーク構築（高次脳機能障害者支援担当）

① 高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会（事務局：当センター、障害者施策推進部精神保健医療課）

年 2 回開催し、学識経験者、医療機関、教育関係機関、就労支援機関、福祉関係機関、区市町村、当事者団体等により、事業実施上の課題の検討、各機関の取組状況の把握と連携方法の検討を行っている。

令和 4 年度実績

第 1 回 令和 4 年 8 月 29 日（新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点からオンライン開催）

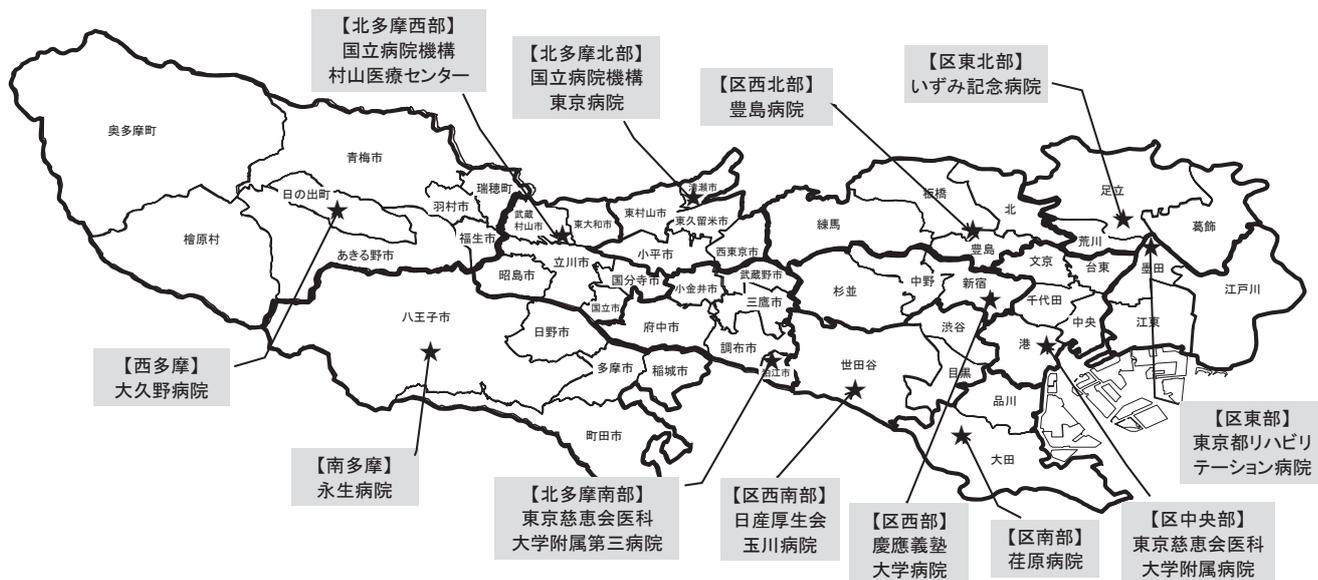
第 2 回 令和 5 年 3 月 20 日（新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点からオンライン開催）

② 専門的リハビリテーションの充実事業への支援

精神保健医療課所管の専門的リハビリテーションの充実事業（12 圏域で実施）の企画・調整、連絡会出席等の協力を行うとともに、年 1 回の圏域情報交換会に参加している。

圏域情報交換会開催日 令和 4 年 12 月 9 日

図Ⅱ－6 専門的リハビリテーションの充実事業 二次保健医療圏域と受託医療機関



- ③ 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業への支援
 区市町村単位のネットワーク支援として、区市町村主催の連絡会に出席等している。
 令和4年度実績：15区市

(3) 人材育成、広報・普及啓発（高次脳機能障害者支援担当）

① 講演会、研修会等の開催

事項	対象者	内容	年月日等	備考
高次脳機能障害者相談支援員連絡会	相談支援実務担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度高次脳機能障害者の支援（高次脳機能障害支援普及事業等）について説明 ・情報提供（支援コーディネーター全国会議等） ・講演～高次脳機能障害のある方を支援（あるいは介護）している家族へのアンケート調査報告 	第1回 令和4年6月15日 （支援促進事業支援員連絡会） オンライン開催	第1回 47区市 100名
		<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供（圏域情報交換会、小児の高次脳機能障害に関する研修会等） ・話題提供（テーマ：「切れ目のない支援を目指して～介護保険と障害福祉サービスのより良い連携に向けて～」） ・「介護保険と障害福祉サービスとの連携を進めるための工夫」をテーマに意見交換 	第2回 令和4年12月21日 （相談支援員連絡会） オンライン開催	第2回 43区市町 77名
相談支援研修会（第1回）	相談支援従事者等	<ul style="list-style-type: none"> ・講演（テーマ：高次脳機能障害者への支援～基礎編～ ～高次脳機能障害者の支援に必要な基本的な知識を学ぶ～） 	令和5年1月6日から 1月19日 オンライン配信	申込み者 364名

相談支援研修会 (第2回)	相談支援 従事者等	・講演(テーマ:高次脳機能障害 者への支援～実践編～ ー事例 をとおして資源や制度の活用を 学ぶー)	令和5年2月3日から 2月16日 オンライン配信	申込み者 351名
小児の高次脳機能障 害に関する研修会	教育関係 者等	・講演「小児期の高次脳機能障害 と発達障害の理解と対応」 ・パネルディスカッション「ご本 人、ご家族の経験から学ぶ」	令和4年8月19日から 8月28日 オンライン配信	申込み者 594名

② リーフレット等の作成・ホームページへの掲載(高次脳機能障害者支援担当・就労支援担当)

- ・リーフレット「脳損傷後の記憶障害の理解と支援のために」(平成30年10月)
- ・高次脳機能障害者地域支援ハンドブック(改訂第六版)(令和5年3月)
- ・リーフレット「高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム」及び「高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム」改訂(平成31年3月)
- ・「高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム」及び「高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム」終了者調査報告書(平成29年3月)
- ・高次脳機能障害の理解と支援の充実をめざして2022年版(令和4年3月)
- ・「とうきょう高次脳機能障害インフォメーション」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/kojino/index.html>

内容:高次脳機能障害とは、相談窓口一覧、受入れ可能な通所施設一覧、対応できる医療機関一覧、当事者・家族会一覧、セミナー等開催情報 等

(4) 高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム(就労支援担当)

自立した社会生活や就労(福祉的就労を含む。)などの社会参加を目指している高次脳機能障害者に対して、地域の支援機関(就労支援センター、福祉事務所、就労支援事業所等)からの依頼に基づき、作業能力面、生活管理面、対人技能面、障害理解面を中心に評価を行っている。利用期間は原則4か月で、プログラム終了後のアフターフォローも必要に応じて実施している。

(平成24年10月開始)

【個別課題】

- ① 作業課題(事務処理作業:パソコン、計算、事務補助作業、軽作業、創作作業)
- ② 認知課題(計算、書字、学習課題、その他)
- ③ 生活管理(時間管理、健康管理、金銭管理、メモリーノート・代償手段の使用)
- ④ 環境評価(自宅、通所事業所等への訪問など、個々の必要に応じて対応)

【グループワーク】

- ① 朝、帰りのミーティング(タイムカード、スケジュールの確認、メモリーノートの活用支援等)
- ② スポーツ系課題(ストレッチ、卓球(サウンドテーブルテニス)、ボッチャ等)
- ③ 学習系課題(食生活、身だしなみ、ストレス、記憶等)
- ④ コミュニケーション(社会生活技能訓練、スピーチ、ゲーム等)

令和4年度実績

新規利用者数 4名

終了者数 3名

表Ⅱ－２０ 令和４年度社会生活評価プログラム終了時の状況

終了者数	終了者の状況					
	復職・新規就職	職業訓練	求職活動	通所先	在宅	その他
3	0	0	0	3	0	0

(5) 高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム（就労支援担当）

就労（福祉的就労を含む。）を希望する高次脳機能障害者に対して、地域の支援機関（就労支援センター、福祉事務所、就労支援事業所等）からの依頼に基づき、職業評価、高次脳機能障害評価、作業課題による評価、就労準備講習会などを組み合わせたプログラムを提供するとともに、それぞれの職業的課題を明らかにし、幅広い「職業生活」の実現を目指している。利用期間は原則6か月で、プログラムをとおして、支援機関が行う一般就労のための求職支援、定着支援、復職支援、又は地域での福祉的就労の実現をサポートしている。（平成19年9月開始）

評価項目

【基礎課題】

- ① 職業適性検査 ② 漢字テスト ③ 電卓計算（見取り算） ④ 心理検査

【作業課題】

- ① パソコン課題（ワード・エクセル等） ② 電卓計算（集計課題等） ③ 電話応対
④ 郵便仕分、物品品出し・棚入れ、ボールペン組立等の作業

令和４年度実績

新規利用者数 4名

終了者数 1名

表Ⅱ－２１ 令和４年度就労準備支援プログラム終了時の状況

終了者数	終了者の状況					
	復職・新規就職	職業訓練	求職活動	通所先	在宅	その他
1	0	0	0	1	0	0

(6) 就労支援（就労支援担当）

障害者の就労面と生活面を一体的に支援するために、都では、「区市町村障害者就労支援事業」を実施し、区市町村を主体とした障害者の就労支援に取り組んでいる。

センターでは、こうした区市町村の取組を技術的に支援することを目的として、就労支援を展開している。

① 専門相談

区市町村及び地域の就労支援機関からの知的障害者や視覚障害者、聴覚障害者、脳血管障害などによる肢体不自由者、高次脳機能障害者の就労支援に関する相談に幅広く対応している。

② 職業（職能）評価

区市町村や障害者の就労支援機関、学校からの依頼に基づき、知的障害者や視覚障害者、聴覚障害者、脳血管障害などによる肢体不自由者、高次脳機能障害者の職業能力や職業適性などの評価を実施している。

評価内容：基礎能力評価、作業評価、心理評価、職業適性検査等

評価期間：知的障害者・特別支援学校生徒 概ね5日間

その他の障害者 20回を基準に個別に設定

表Ⅱ－２２ 令和４年度職業相談件数

(電話)は電話件数を再掲

相談者	件数		知的障害者		身 体 障 害 者										精神障害 (高次脳機能 障害等)		その他	
	件数	(電話)	件数	(電話)	視覚障害		聴覚障害		言語障害		肢体不自由		内部障害		件数	(電話)	件数	(電話)
					件数	(電話)	件数	(電話)	件数	(電話)	件数	(電話)	件数	(電話)				
福祉事務所	4	(4)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(3)
就労支援センター	79	(77)	5	(5)	6	(5)	0	(0)	2	(2)	7	(7)	0	(0)	49	(48)	10	(10)
学 校	10	(10)	1	(1)	4	(4)	1	(1)	0	(0)	3	(3)	0	(0)	0	(0)	1	(1)
その他関係機関	107	(101)	2	(2)	1	(1)	1	(1)	7	(6)	10	(9)	0	(0)	64	(60)	22	(22)
ハローワーク	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)
本人・家族	26	(21)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	2	(1)	0	(0)	8	(5)	14	(13)
そ の 他	41	(40)	5	(5)	4	(4)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	14	(14)	17	(16)
計	268	(254)	14	(14)	17	(16)	2	(2)	9	(8)	23	(21)	0	(0)	135	(127)	68	(66)

※ 「その他関係機関」…通所施設、障害者センター、職業センター、病院等

※ 相談件数268件中、高次脳機能障害に関する相談は208件(うち電話件数196件)

※ 障害の分類は、相談者が上げた主たるものを一つだけ計上

令和４年度 職業(職能)評価件数

高次脳機能障害者を対象に実施した。

新規利用者数 2名

終了者数 2名

③ 就労支援担当業務説明会の開催

地域の就労支援機関の方を対象に、職業(職能)評価や当センターの就労準備支援プログラム、社会生活評価プログラムについて説明し、障害者の就労支援として活用していただくこと及び就労支援技術の共有化やその向上を図るために、就労支援担当業務説明会を開催している。(社会生活評価プログラムについては、P.35参照)

令和４年度実績

開催日：令和４年11月30日(オンライン開催)

参加者：44機関(障害者就労支援センター、ハローワーク、障害者福祉センター等)
83名

④ 就労準備講習会(特別版)の開催

就労準備支援プログラム及び社会生活評価プログラムの利用者を対象に、就労に向けた支援の一環として定期的に就労準備講習会を実施しているほか、利用者に加えて、プログラム終了者、地域の障害者就労支援機関等の関係職員にも対象を広げ、就労準備講習会(特別版)を年1回開催している。

令和４年度実績

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、通所中の利用者を対象に実施した。

開催日：令和５年3月16日

テーマ：高次脳機能障害の方の支援～14年間高次脳機能障害と歩いてみて～

参加者：14名(利用者、職員含む)

【多摩支所】

多摩地域の障害者の利便を図るため、昭和59年4月に設置された。

障害者総合支援法の規定を踏まえ、更生相談所として主に身体障害者を対象とした補装具の判定と知的障害者を対象とした愛の手帳等の判定に係る業務を行っている。

また、障害認定課及び地域支援課と連携し、各種講習会、説明会等を開催することにより多摩地域の市町村障害福祉担当課等の職員に対する支援の強化を図るとともに、多摩地域の保健医療機関、障害者就労支援機関等との連携を深め、ネットワークづくりを推進している。

1 管轄区域

多摩地域の障害者の利便を図るために設置しているが、交通の利便性、利用目的等により、特別区に居住する障害者も障害判定等で支所を利用できる。

2 判定の予約受付業務

区市町村障害福祉担当課から補装具費の支給に当たっての判定の依頼を受け付けている。また、知的障害者を対象とした愛の手帳の判定を希望する人から電話により予約を受け付けている。

表Ⅱ－２３ 障害認定・判定業務 標準週間日程（支所）

◆身体障害関係

令和5年4月1日現在

区分		月	火	水	木	金
補装具	肢体不自由	(書類審査等)	(書類審査等)	上肢・下肢装具 義手・義足 車椅子等 電動車椅子 座位保持装置	上肢・下肢装具 義手・義足 車椅子等 電動車椅子 座位保持装置	上肢・下肢装具 義手・義足 車椅子等 電動車椅子 座位保持装置
	聴覚障害	(書類審査等)	(書類審査等)	(書類審査等)	補聴器▲	(書類審査等)
重度心身障害者手当		所内又は出張判定	所内又は出張判定	(書類審査等)	(書類審査等)	(書類審査等)
判定会議	午後	(書類審査等)	補装具判定会議 (本所)	(書類審査等)	(書類審査等)	(書類審査等)

※ ▲は隔週

※ 視覚障害者の弱視眼鏡等の補装具に関しては、本所でまとめて判定している。

◆知的障害関係

令和5年4月1日現在

区分		月	火	水	木	金
愛の手帳 (18歳以上)	午前	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定
	午後		(書類審査等)			
重度心身障害者手当	午前	(書類審査等)	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定
	午後			(書類審査等)		
判定会議	午後	(書類審査等)	(書類審査等)	愛の手帳 判定会議	(書類審査等)	(書類審査等)

3 障害認定

(1) 身体障害者更生相談所としての判定

① 補装具費支給の要否判定及び適合判定

肢体不自由者の車椅子、義肢、装具、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置、聴覚障害者の補聴器などの要否の判定及び処方と適合の判定を行っている。(判定の流れは、P. 17 図Ⅱ-2を参照)

令和4年度実績(支所のみ) 判定件数 1,837件(肢体不自由 1,822件、聴覚 15件)

※本所との合計数は、P. 17表Ⅱ-5を参照。

② 児童補装具に関する助言

区市町村の求めに応じて、児童補装具に関する技術的な助言を行っている。

③ 東京都重度心身障害者手当の判定

東京都重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者について、条例で定める程度の障害の状態にあるか否かについて判定を行っている。

※本所との合計数は、P. 18表Ⅱ-8を参照。

④ 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助

区市町村の求めに応じて、区市町村が行う介護給付費等の支給決定や障害支援区分の認定等に関して、障害者総合支援法第22条及び第26条並びに第51条の7及び第51条の11に規定する援助を行っている。(P. 17 2(5)「障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助」を参照)

(2) 知的障害者更生相談所としての判定

① 愛の手帳交付のための判定

都内に居住する愛の手帳の交付及び更新に係る判定を希望される方(18歳以上)について、来所及び出張等により、医学的判定及び心理学的判定等を行ったうえで、障害の有無や程度の総合判定を行っている。(判定の流れは、P. 22 図Ⅱ-4参照)

令和4年度実績(支所のみ) 判定件数 1,021件(新規 301件、更新 687件、程度変更 33件)

※本所との合計件数は、P. 18表Ⅱ-6参照。

また、児童相談所による判定の結果、既に愛の手帳を交付されている方が、18歳到達時の更新判定を申請される場合に、障害者の利便性を考慮して、平成18年度から、市町村の会場に向き、障害程度が重度(愛の手帳1・2度)の手帳所持者に限定した「巡回集合判定」を実施し、判定の促進に努めている。

令和4年度実績(支所のみ) 巡回集合判定 11市 67人(延べ11回) 中止1市

判定予定者の人数により複数市での合同開催や1市での複数回開催を行っている。

※本所との合計件数は、P. 18表Ⅱ-7参照。

② 東京都重度心身障害者手当の判定

東京都重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者について、条例で定める程度の障害の状態にあるか否かについて判定を行っている。

令和4年度実績(支所のみ) 判定件数 新規133件 現況65件

※上記(1)③による判定を含む。

※本所との合計数は、P. 18表Ⅱ-8を参照。

③ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金の最重度障害者加算対象者の確認審査

施設に入所している最重度知的障害者へのサービス向上のため、平成16年度に都独自の最重度障害者加算の認定制度が創設された。障害者施策推進部からの依頼を受けて、最重度障害者加算対象者の確認審査を本所と協働して実施している。

令和4年度実績（支所のみ）11件 6施設
 ※本所との合計件数は、P.19表Ⅱ－9参照。

④ 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助

区市町村の求めに応じて、区市町村が行う介護給付費等の支給決定や障害支援区分の認定等に関して、障害者総合支援法第22条及び第26条並びに第51条の7及び第51条の11に規定する援助を行っている。（P.17 2(5)「障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助」を参照）

表Ⅱ－24 令和4年度 判定・診断件数の状況（支所） (単位：件)

身体 障 害	補装具判定	1,241	知 的 障 害	愛 の 手 帳	新 規	301
	補装具適合判定	596			更 新	687
	身体手帳診断	0			程度変更	33
	重度手当判定	7		小 計		1,021
	その他の判定	0		そ の 他	重度手当判定（現況判定含む）	191
	身 体 計	1,844			その他の判定	11
		小 計	202			
			知的計		1,223	
身体・知的 合計					3,067	

4 地域支援

(1) スキルアップ

多摩地域市町村の障害福祉担当課等に対し、障害認定課及び地域支援課と連携して専門的な知識や情報の提供などの支援を行っている。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地域を分担せず、オンラインによる講義を実施した。多摩支所においては、①から③までの説明会、講習会の資料作成や講義、運営補助等を行った。

また、多摩地区の障害者の就労を促進するため、多摩地区の障害者就労支援センター等の人材育成を目的とし、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京障害者職業センター多摩支所と共催で④「多摩地区障害者就労支援講習会」を開催した。

このほか、地域支援課が受け入れる実習生の受け入れの際は、多摩支所において講義を行うなど協力を行った。

- | | | |
|----------------------|------------|---------|
| ① 身体障害者福祉担当新任職員業務説明会 | 令和4年5月13日 | オンライン実施 |
| ② 知的障害者福祉担当新任職員業務説明会 | 令和4年5月18日 | オンライン実施 |
| ③ 補装具判定に関する講習会（肢体） | 令和4年7月11日 | オンライン実施 |
| ④ 多摩地区障害者就労支援講習会 | 令和4年10月20日 | |
| 立川地方合同庁舎 集合形式実施 | 39名出席 | |
| テーマ：難病患者の就労定着支援 | | |

(2) ネットワークづくり

平成22年から女性相談センター多摩支所及び婦人保護施設の職員と障害者支援に関わる情報交換等を行ってきた。今後の実施方法等について、検討を行っている。

(3) 情報交換

多摩地域で開催される様々な行政機関等の会議に支所の職員が出席し、相互に必要なとする情報を交換している。

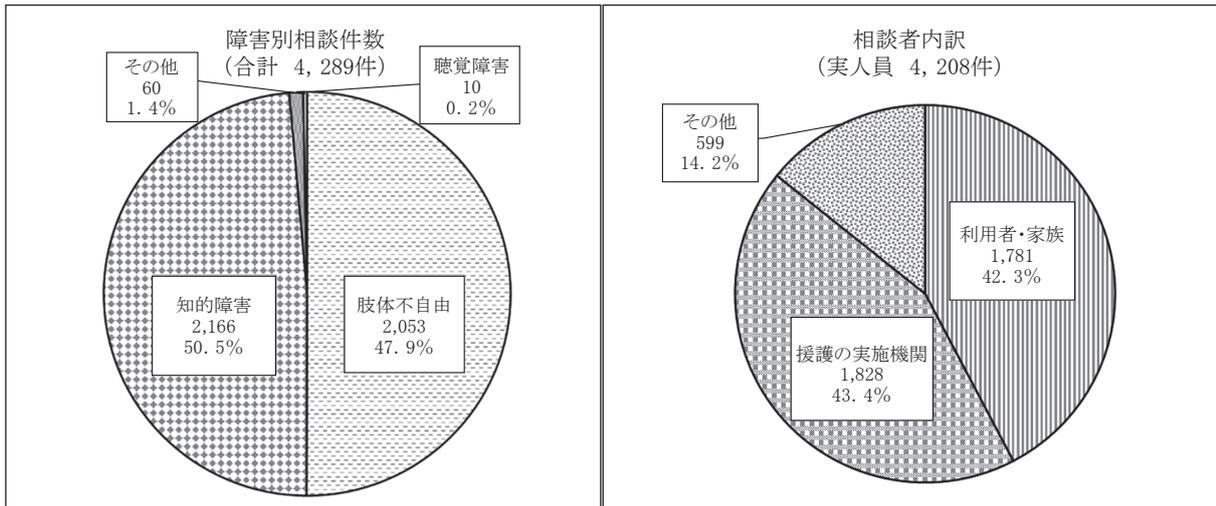
- ① 多摩地域特別支援学校担当者連絡会（令和4年7月5日 2名出席）
- ② 東京都市障害担当係長連絡協議会（7月、1月、2月 出席）
- ③ 東京都市心身障害者施設協議会
（協議会（WEB）8月、9月、12月、3月 各1名出席 講演会（WEB）2月 3名出席） 等

5 障害に関する相談

障害者本人又は家族及び多摩地域市町村からの障害者の生活、職業、補装具等の各種相談に応じている。就労に向けた精密な職能評価が必要な場合や専門的支援が必要な高次脳機能障害等に関する相談があった場合は、本所の関係各課及び東京障害者職業センター等を案内している。

※電話相談件数については、P. 25表Ⅱ－1 6 令和4年度本所と支所の電話相談件数比較（課別）参照。

表Ⅱ－25 令和4年度 相談状況（支所）



※複数相談を含む。

※「障害別相談件数」は、電話相談3,901件と来所相談等388件の内訳である。（P. 16表Ⅱ-4参照）